

- できる限り低騒音・低振動型の建設機械を使用して施工しています。
- コンクリートを製造する際の製砂設備等、特に大きい騒音を発生する設備については防音建屋を設ける等の対策を行いました。
- 集落内を通行する工事車両には制限速度を設け、騒音・振動の低減に努めています。

5. 建設副産物管理

建設により発生する副産物は、できるだけ減量化することにはしていますが、やむをえず排出されるものについては、現場内において可能な限り再利用しています。

(1) 現場内での再利用

伐採木のリサイクル

現場内に林立する立木の処理により伐採木(木くず)が発生します。伐採木は、現場付近に設置した破砕機でチップ化し、製紙会社で燃料として利用したり、腐敗させて将来植樹する際の堆肥として利用する予定です。



伐採木のチップ化



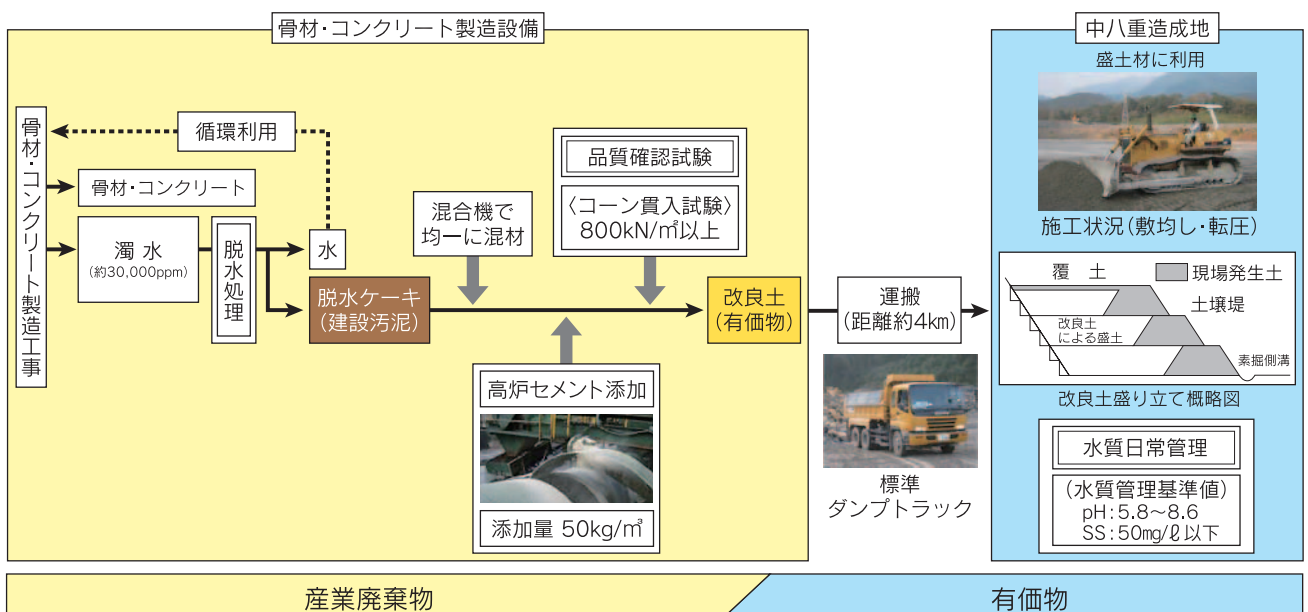
伐採木の堆肥化

建設汚泥のリサイクル

工事排水を浄化する濁水処理設備から汚泥(脱水ケーキ)が発生します。汚泥は、セメントを混ぜて固化処理し、造成地の盛土材として利用しています。

なお、当リサイクルの取り組みについては、2001年に建設副産物リサイクルモデル工事に認定され、2002年及び2003年には3R(リデュース・リユース・リサイクル)推進協議会会長賞を受賞しています。

■ 建設汚泥のリサイクル



コンクリートがらのリサイクル

仮設コンクリート構造物の撤去等によりコンクリートがらが発生します。コンクリートがらは破碎処理した後、道路の材料や構築物周辺の埋め戻し材等として利用しています。

掘削ずり(岩塊)の各種骨材への有効利用

工事に伴い発生する掘削ずりは、通常、建設現場付近に土捨場を確保して処理しますが、当現場では、その掘削ずりを破碎してアスファルトの材料や、コンクリートの材料として可能な限り有効利用しています。



コンクリートがらのリサイクル

(2) 再利用できない建設副産物

工事によって発生した建設副産物のうち、現場内で再利用出来ないものは専門会社に委託して適正に処理しています。

現場内に産業廃棄物置場を設置し、品目ごとに分別して保管しています。



産業廃棄物保管状況

(3) 建設工事におけるマテリアルフロー

■ マテリアルフロー(2001～2004年度)

